

平成21年度

財政援助団体等監査結果報告書

平成22年2月

豊島区監査委員



21豊監発第10078号
平成22年2月15日

豊島区長 高野之夫様

豊島区監査委員	山	木	仁
同	寺	澤	隼人
同	鳴	川	智久
同	木	下	広

平成21年度財政援助団体等の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等について監査を実施したところですが、当該団体の監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、報告書を提出いたします。

平成21年度 財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、区が財政援助等を行っている団体に対して、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて監査するものである。

監査の対象となる団体は、①出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体） ②指定管理者（公の施設の管理を行わせている団体） ③補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）である。

また併せて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管部課の指導監督が適切に行われているかについて監査を実施する。

2 監査の実施対象団体

今回監査を実施した団体は、出資団体5団体、指定管理者・公の施設管理委託6団体及び補助金等交付団体5団体である。なお、実施対象団体数は9団体で、前記の区分別団体数は重複分を含む。

団 体 名	区 分	所 管 部 課
財団法人としま未来文化財団 【指定管理対象施設】 ○豊島区民センター ○豊島公会堂 ○舞台芸術交流センター ○勤労福祉会館 ○地域文化創造館（5館） 【管理運営受託施設】 ○旧日出小学校	出資団体	文化商工部文化デザイン課
	指定管理者	文化商工部生活産業課
		文化商工部文化デザイン課 文化商工部学習・スポーツ課
	公の施設 管理運営委託	文化商工部学習・スポーツ課
医療法人財団豊島健康診査センター	出資団体	保健福祉部地域保健課
	補助金等交付団体	
社会福祉法人豊島区社会福祉事業団	出資団体	保健福祉部管理調整課
	補助金等交付団体	保健福祉部高齢者福祉課
	公の施設 管理運営委託	子ども家庭部保育園課

株式会社豊島にぎわい創出機構	出資団体 ----- 補助金等交付団体	文化商工部生活産業課
東長崎駅・椎名町駅整備株式会社	出資団体 ----- 補助金等交付団体	都市整備部都市開発課
NAS・クリタス共同事業体 【指定管理対象施設】 ○巢鴨体育館	指定管理者	文化商工部学習・スポーツ課
社会福祉法人 東京都知的障害者育成会 【指定管理対象施設】 ○駒込生活実習所 ○駒込福祉作業所	指定管理者	保健福祉部障害者福祉課
西武グループ環境パートナーズ 【指定管理対象施設】 ○目白庭園 ○目白の森 ○池袋の森	指定管理者	土木部公園緑地課
社会福祉法人桜ヶ丘 【施設運営委託対象施設】 ○雑司が谷保育園	公の施設運営委託	子ども家庭部保育園課

3 監査の対象範囲

原則として、平成20年度における区が出資した基本財産の管理状況、区が指定管理者等に管理運営委託した施設の管理状況及び区が交付した補助金等の執行状況など、出資団体、指定管理者及び補助金等交付団体等の財政的援助に係る出納その他の事務の執行並びに、所管部課の出資、公の施設の管理運営委託及び補助金交付等の事務の執行について実施した。

団体名	補助金等の名称	所管課	金額(円)
財団法人 としま未来文化財団	出資金	文化デザイン課	500,000,000
	指定管理委託料(20年度)		290,022,876
	-----	-----	-----
	【指定管理対象施設】		
	○豊島区民センター	生活産業課	9,436,713
	○豊島公会堂	生活産業課	11,253,869
	○舞台芸術交流センター	文化デザイン課	65,302,599
○勤労福祉会館	生活産業課	66,162,000	
○地域文化創造館(5館)	学習・スポーツ課	137,867,695	
【管理運営委託】			
○旧日出小学校	学習・スポーツ課	0	

	文化・芸術の伸展に関する事業補助金	文化デザイン課	85,967,913
	街づくり促進のための普及啓発事業補助金	都市計画課	25,975,000
医療法人財団 豊島健康診査センター	出資金	地域保健課	6,000,000
	センター運営事業補助金		10,000,000
	MR I リース料補助金		22,521,240
	医療機器購入補助金		26,702,450
社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団	出資金	管理調整課	5,000,000
	ケアハウス運営費補助金	高齢者福祉課	10,481,200
	第三者評価受審費補助金	高齢者福祉課 介護保険課	776,000
	施設運営委託料（20年度）		157,290,492
	【運営委託対象施設】 ○駒込第三保育園	保育園課	
株式会社豊島にぎわい 創出機構	出資金	生活産業課	株式 100 株
	補助金		2,707,381
東長崎駅・椎名町駅整備 株式会社	出資金	都市開発課	株式 100 株
	補助金		1,932,660
NAS・クリタス共同事 業体	指定管理委託料（20年度）		5,663,506
	【指定管理対象施設】 ○巢鴨体育館	学習・スポーツ課	
社会福祉法人 東京都知的障害者育成 会	指定管理委託料（20年度）		266,268,778
	【指定管理対象施設】 ○駒込生活実習所 ○駒込福祉作業所	障害者福祉課	190,074,774
			76,194,004
西武グループ環境パー トナーズ	指定管理委託料（20年度）		19,056,000
	【指定管理対象施設】 ○目白庭園 ○目白の森 ○池袋の森	公園緑地課	
社会福祉法人桜ヶ丘	施設運営委託料（20年度）		141,036,739
	【運営委託対象施設】 ○雑司が谷保育園	保育園課	

4 監査の観点

区が支出した公金が、団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行・運用されているかなどを団体区分に応じて、次の観点に基づき実施した。

(1) 出資団体

区 分	主 な 観 点
①団体に対する 観点	○団体は出資目的に沿って適切に運営されているか。 ○事業は出資目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。 ○会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。 ○関係帳票の整備、記帳は適正か、証拠書類は適切に整備保存されているか。
②所管課に対する 観点	○出資団体に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 指定管理者（公の施設の管理委託団体を含む）

区 分	主 な 観 点
①団体に対する 観点	○公の施設の管理は、施設の目的や指定管理者制度の目的趣旨を達成するものになっているか。 ○事業計画書に沿って施設の管理運営業務は適切に実施されているか。 ○利用料金収入や施設管理の収支に係る会計処理は適切に行われているか。
②所管課に対する 観点	○公の施設の管理に関する指導監督は適切に行われているか。 ○委託料の額及び支出の手続き、時期は適切か。

(3) 補助金等交付団体

区 分	主 な 観 点
①団体に対する 観点	○補助事業等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。 ○補助金等交付申請及び報告は、適時、適切に行われているか。 ○補助金等に係る会計経理は適正に行われているか。 ○帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。
②所管課に対する 観点	○補助事業等に関する指導監督は適切に行われているか。 ○補助金等の交付の手続き及び時期は適切に行われているか。

5 監査の方法

(1) 事務監査

監査委員の監査に先行して事務局職員による事務監査を実施し、監査対象の関係書類及び帳簿を調査し、団体及び所管部課から説明を聴取した。

なお、事務局職員による事務監査を専門的視点から補完するため、公認会計士による会計関係書類の調査を事務監査の一環として実施した。対象とした団体は、財団法人としま未来文化財団、医療法人財団豊島健康診査センター、社会福祉法人豊島区社会福祉事業団、NAS・クリタス共同事業体、社会福祉法人桜ヶ丘、西武グループ環境パートナーズの6団体である。

(2) 監査委員監査

あらかじめ提出された監査資料をもとに、団体及び所管部課から説明を聴取し、質疑を行った。

6 監査の期間

事務監査	平成21年10月5日から平成21年12月2日まで
監査委員監査	平成21年11月9日から平成21年11月17日まで

第2 監査の結果

監査の対象となった出資団体及び補助金交付団体の事業は、出資の目的、補助金交付の目的に沿って概ね適切に運営されており、また、公の施設の指定管理者等による管理運営及び補助等の事業は、その目的に沿って概ね適正に執行されていると認められる。

また、所管部課の団体に対する指導監督及び関連事務についても概ね適切であったと認められる。

監査を実施した各団体の監査結果は別紙のとおりである。

なお、地方自治法第199条第10項の規定により、平成20年度財政援助団体等監査結果に添えて、次項及び各団体の監査結果で述べる監査委員の意見に関して、改善等の措置を講じたときは、所管部課は同法第199条第12項の規定に基づき通知されたい。

また、事務監査の一環として実施した公認会計士の会計関係書類調査結果の改善検討事項等については、対象団体及び所管部課に対して事務局より別途通知する。

第3 総括的意見

1 出資団体について

(1) 各種積立資産のあり方

各団体においては、自主事業積立金及び財政調整基金積立資産、退職給付引当資産、機器購入積立資産など各種積立資産を保有している。これらの資産は、団体が行う各種事業を長期的視点から財務面で支え、その活動の充実に資するものと考えられる。これら積立資産については、資産の設置目的、

団体における将来の事業計画や財政需要との関連、充当先とすべき事務や事業の特定などの諸点について将来的な目的や計画を明確にしたうえで、その設置と運用に努められたい。

また、積立金の取崩しについても積立金設置の本来目的に沿った適切な充当を行うなど、適正な資産活用にも努められたい。

(2) 団体の事業計画、事業報告について（P D C Aサイクルの確立）

各団体は、区が基本財産を出資する団体であり、実施する各種の事業は公共の福祉の実現や公益に資するものがその多くを占めている。

これら事務事業の計画立案や実施内容の検討、実施結果の評価を適切に行い、その成果をさらに翌年度事業の見直しに反映するP D C Aサイクルの確立により、一層効果的・効率的な事業展開を図られたい。

加えて、団体によっては、年度予算と事業の執行結果である決算書の内容において、実施した事業、執行率、その成果などの点で当初予算と大きな乖離がある事例も見受けられる。一層、適切な事業計画、予算の作成と事業評価の実施に努められたい。

2 指定管理者制度について

(1) 事業計画書・予算書及び事業報告書・決算書のあり方

各指定管理者は、区の指定管理者選定基準及び各主管部局の指示に基づき、毎年度の事業計画及び予算書、事業報告書及び決算書を調製し、区へ提出している。しかしながら、予算書と決算書の勘定科目の対応が適切にとられていないことから、事業計画達成の度合の把握や予算の内容と決算の内容との比較照合がしにくい例が多く見受けられる。

今後、区はこれらの予算・決算資料について、より詳細な状況把握ができる共通の雛型作成や勘定科目の設定を行ったうえ、各指定管理者に対し作成方法等についての的確な指導を行われたい。

また、各団体が調製する決算書は、一部団体を除き、事業セグメントごとの構成が採られていないことが多いことから、決算書の内容からは各事業の実施成果や決算額等の評価を行い難い事例も見受けられる。今後、団体全体の財務諸表、決算資料の作成にあわせ、公の施設ごとに区分した収支決算を作成することにより、施設ごとの評価や次年度以降の計画への活用にも努められたい。

(2) 指定管理委託料の積算、決定方法等について

各年度の指定管理委託料については、区と指定管理者が毎年度締結する協定によることとされており、その額は原則、指定管理者の応募時に指定管理者が区に提出した指定管理期間における各年度予算を基本にして決定

されている。

しかしながら、指定管理期間開始後の諸情勢の変化や区の計画に基づく施設の改修工事などにより、区と指定管理者との間で毎年度精査を行ったうえで指定管理委託料を決定した方が望ましいと思われるケースも存在する。

現在、第1期目の指定管理期間が終了し、新年度から順次第2期の期間に入る施設もあることから、区においては指定管理委託料の基本的考え方について再度検討を行い、より実態にあった委託料の設定を図られたい。

(3) 自主事業実施の範囲、区分について

スポーツや文化関連施設の指定管理を成功に導く大きな要素のひとつに、指定管理者が施設における自主事業を展開し、施設の稼働率をあげるとともに、その収益を得ることによるインセンティブをいかに働かすことができるかがある。

区においては、指定管理導入前と導入後の利用者の動向や施設運営の状況を的確に把握することにより、本来の施設管理業務での利用枠と自主事業が展開できる枠について一定の基準を明確にするための検討を行われたい。そのうえで、指定管理者との協定において明確な方針を示したうえで指定管理を行われたい。

(4) 施設管理運営状況の的確な把握について

各年度の指定管理者による施設管理の実態や利用状況、施設運営上の課題等に関して、指定管理者からの事業実施報告が所管部局内で供覧処理が行われておらず、また、利用人員の集計結果に誤りがあっても内容のチェックを行っていないなど、その把握が不適切な事例が見受けられる。

最終的な施設の管理責任は区にあることを再認識し、指定管理者との情報連絡を密にすることにより、施設の管理運営状況について、区は常に的確な状況把握に努められたい。

(5) 第三者評価の実施について

指定管理者制度運用指針に基づき、指定管理者に対する事業評価を定期的実施することとされている。最終的には「指定管理者審査委員会」が評価するとされているが、制度の実態を見ると適切に実施されているとは言えず、また、指定管理にかかるモニタリングの結果も適切に反映されているとは言い難い状況である。

今後、第三者の視点も組み込んだ適切な評価を実施することができるよう、事業評価の組織や仕組み、具体的な実施方法等について再検討を行われたい。

(6) 剰余金の取扱いについて

指定管理による剰余金の取扱いについては、指定管理者制度運用指針において「原則として精算は行わない。ただし、一定の場合は、利益の一部を区に支払い、又は施設改修経費などサービス改善のための投資等の特定目的に利益を使用することとし、その取扱いは、基本協定又は年度協定において定める。」とされている。

しかしながら、今回の監査対象施設15施設のうちこの剰余金について定められているのは10施設であり、取扱いにばらつきが見られる現状である。

剰余金は指定管理により生みだされた成果の配分等、取扱いに関わる事項であり、指定管理者間の公平性を確保する観点からもその方法については統一的基準を設定するとともに、指定管理の成果を区民サービスの向上に振り向けるなどの仕組みの構築を検討されたい。

財団法人 としま未来文化財団監査結果報告

第1 団体の概要

1 団体の目的

財団法人としま未来文化財団は、その前身である旧財団法人豊島区コミュニティ振興公社として区が昭和60年4月1日に設立し、平成17年4月1日に旧財団法人豊島区街づくり公社の事業を継承、法人名称を現在の財団法人としま未来文化財団（以下「財団」という。）とした。

財団は、さまざまな人々と共に生き、共に責任を担う協働と共創の文化都市を豊島区に実現するため、創造性のある文化・芸術活動の伸展を図りつつ、コミュニティの醸成とまちづくり活動の促進に関する事業を推進し、もって豊かな区民生活と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的としている。

2 事業内容

財団は、上記の目的を達成するため、次の事業を行っている。

- ① 文化・芸術の伸展に関する事業
- ② コミュニティの醸成とまちづくり活動の促進に関する事業
- ③ スポーツ及びレクリエーション振興に関する事業
- ④ 区有施設の管理、運営及び保全に関する事業
- ⑤ まちづくり用地・建築物の取得、管理及び処分に関する事業
- ⑥ その他前条の目的を達成するために必要な事業

3 組織

財団は、事務所を東京都豊島区東池袋一丁目20番10号豊島区民センター内に置き、役員13名、評議員12名、職員69名（平成21年4月1日現在）によって構成されている。

第2 区との関係

区は、財団の基本財産である5億円を出資しているほか、「財団法人としま未来文化財団に対する助成に関する条例」に基づき、その運営及び事業に要する経費の一部を助成している。

また、区は、豊島区民センターほか8施設について財団を指定管理者として管理運営を行わせている。

1 補助金等状況

【補助金・貸付金】	
① 文化・芸術の伸展に関する事業補助金	85,967,913円
② 街づくり促進のための普及啓発事業補助金	25,975,000円

2 指定管理等委託料状況

【指定管理委託料】	
① 豊島区民センター委託料	9,436,713円
② 豊島公会堂委託料	11,253,869円
③ 舞台芸術交流センター	65,302,599円
④ 勤労福祉会館委託料	66,162,000円
⑤ 地域文化創造館委託料	137,867,695円
⑥ 旧日出小学校（管理運営受託）	0円

3 指定管理対象施設

施設名	指定期間
① 豊島区民センター	平成17年4月1日～平成22年3月31日
② 豊島公会堂	平成17年4月1日～平成22年3月31日
③ 舞台芸術交流センター	平成19年4月1日～平成23年3月31日
④ 勤労福祉会館	平成20年4月1日～平成22年3月31日
⑤ 駒込地域文化創造館	平成20年4月1日～平成23年3月31日
⑥ 巣鴨地域文化創造館	平成20年4月1日～平成23年3月31日
⑦ 南大塚地域文化創造館	平成20年4月1日～平成23年3月31日
⑧ 雑司が谷地域文化創造館	平成20年4月1日～平成23年3月31日
⑨ 千早地域文化創造館	平成20年4月1日～平成23年3月31日

第3 平成20年度収支決算状況

1 基本財産の運用

① 基本財産の額	476,698,580円
② 運用の方法	
ア 投資有価証券	476,101,580円
【内訳】	
第275回利付国庫債券 [10年]	103,130,000円
GEキャピタル [10年]	72,971,580円
バークレイズ銀行パワーリバース債 [30年]	200,000,000円
コモンウェルス・バンク・オーストラリア パワー・リバース・デュアル債 [30年]	100,000,000円
イ 定期預金	597,000円

2 収支計算書

<収入の部>

(単位：円)

科 目	決算額
1. 基本財産運用収入	14,383,300
2. 特定資産運用収入	854,975
3. 会費収入	1,160,000
4. 事業収入	830,403,580
5. 補助金等収入	126,462,913
6. 寄付金・協賛金収入	40,000
7. 自主事業積立資産取崩収入	300,000
8. 雑収入	11,154,125
当期収入合計 (A)	984,758,893

<支出の部>

(単位：円)

科 目	決算額
1. 事業費	882,542,335
2. 管理費	90,909,356
3. 財政調整積立資産取得支出	90,000,000
4. 退職給付引当資産取得支出	3,897,340
5. リース未払金支出	1,665,216
当期支出合計 (B)	1,069,014,247
当期収支差額 (A) - (B)	△84,255,354
前期繰越収支差額 (D)	195,314,326
次期繰越収支差額 (A) - (B) + (D)	111,058,972

3 資産状況

(単位：円)

① 資産の合計	1,013,648,853円
② 負債の合計	196,238,461円
③ 正味財産	817,410,392円
【うち基本財産への充当額】	476,698,580円

4 貸借対照表総括表 (単位：円)

科 目	額
(資産の部)	
流動資産	260,535,203
固定資産	753,113,650
資産合計	1,013,648,853
(負債の部)	
流動負債	153,734,307
固定負債	42,504,154
負債合計	196,238,461
(正味財産の部)	
正味財産	817,410,392
負債及び正味財産	1,013,648,853

5 正味財産増減計算書総括表 (単位：円)

科 目	額
一般正味財産増減の部	
經常増減の部	
經常収益	984,758,893
經常費用	979,186,100
經常外増減の部	
經常外収益	0
經常外費用	0
当期一般正味財産増減額	5,572,793
一般正味財産期首残高	335,807,019
一般正味財産期末残高	341,379,812
指定正味財産増減の部	
基本財産評価損	24,045,920
一般正味財産への振替額	△300,000
当期指定正味財産増減額	△24,345,920
指定正味財産期首残高	500,376,500
指定正味財産期末残高	476,030,580
期末正味財産期末残高	817,410,392

財務諸表に対する注記（抜粋）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券、投資有価証券の評価基準及び評価方法について

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券については、購入時の取得価額による。償却原価法（定額法）については、重要性が乏しいことから採用していない。

②満期保有目的の債券以外の有価証券

ア. 時価のあるもの一時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっている。

第4 平成20年度事業実績

1 事業の実績

(1) 文化・芸術の伸展に関する事業実施

- ① としま未来シアター（17公演）、としま区民芸術祭（4公演）、あうるすぽっと自主公演（7公演）、あうるすぽっとワークショップ事業、ジュニア・アーツ・アカデミー 等
- ② 勤労福祉会館、地域文化創造館文化カレッジ等事業
- ③ 文化・芸術支援事業（池袋演劇祭20周年記念公演、あうるすぽっと事業、音楽振興演奏会 等）

(2) スポーツ及びレクリエーションの振興に関する事業

- ① 勤労福祉会館体育施設個人公開事業
- ② 豊島体育館の指定管理者（豊島区体育協会・㈱ピーウォッシュとの共同事業体）

(3) コミュニティの醸成とまちづくり活動の促進に関する事業

- ① 施設管理運営事業
 - ・指定管理者－豊島区民センター、豊島公会堂、舞台芸術交流センター、勤労福祉会館、地域文化創造館5館の9施設
 - ・管理運営受託－旧日出小学校
- ② 地域文化創造館文化祭、勤労福祉会館フォーフェスタ
- ③ まちづくり推進事業
 - ア まちづくり活動支援事業－13団体の活動の側面支援
 - イ まちづくりバンク事業－まちづくりバンク活動助成（18団体へ助成）
 - ウ その他
 - ・市民まちづくり支援、都市ネットワーク会議
 - ・まちづくりの企画調査、コーディネート業務
 - ・豊島区と東京都によるオリンピックムーブメント共同推進事業
 - ・住まいづくり相談・支援事業 等

(4) 区有施設の管理、運営及び保全に関する事業

- ① 区営・区立住宅等維持管理業務
- ② 保育園、児童館、子どもスキップ、区民ひろばの維持管理業務

2 指定管理対象施設等運営の実績

施設名	利用件数	利用率
豊島区民センター	6,531件	60.7%
豊島公会堂	676件	71.3%
舞台芸術交流センター		
劇場	1,015件	98.4%
会議室 A	778件	75.3%
会議室 B 1	710件	69.5%
会議室 B 2	765件	75.0%
勤労福社会館	12,851件	72.0%
駒込地域文化創造館	4,010件	66.6%
巣鴨地域文化創造館	2,189件	54.8%
南大塚地域文化創造館	5,535件	62.1%
雑司が谷地域文化創造館	6,265件	61.5%
千早地域文化創造館	4,913件	54.8%

第5 監査結果

1 指摘事項

- (1) 財団
- (2) 文化商工部生活産業課
- (3) 文化商工部文化デザイン課
- (4) 文化商工部学習・スポーツ課
- (5) 都市整備部都市計画課

いずれも、特に指摘すべき事項はない。

なお、事務処理方法等について口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

2 意見

(1) 基本財産の運用について

国が行う公益法人の設立許可及び指導監督については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）により実施されているが、そのうち、財団法人の基本財産にかかる運用方針については、次のように定められている。

(基準)

(4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。

(運用指針)

(1) 財団法人の基本財産は、財団法人の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基礎となる重要な財産であることから、その管理運用にあたっては、これが減少することは厳に避ける必要があるとともに、さらに、公益事業のために資する価値を生ずるように活用しなければならない。

(2) したがって、基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でない。

- ① 価値の変動が著しい財産—株式、株式投資信託、金、外貨建債券等
- ② 客観的評価が困難な財産—美術品、骨董品等
- ③ 減価する財産—建築物、建造物等減価償却資産
- ④ 利子又は利用価値を生じない財産—現金、当座預金、事務所用施設
- ⑤ 換金の容易な財産—普通預金、預入期間の短い定期預金等の流動資産
- ⑥ 回収が困難になるおそれのある方法—融資

(以下、省略)

ところで、財団の基本財産の管理運用は、その多くの部分を円建外債(外国債)の購入により行っている。上記運用指針に直ちに抵触するものとは言えないが、基本的に価格変動の激しい財産と見ることもできる。外国債については、ハイリスク・ハイリターンの危険性を回避する観点から債券の性格について十分に精査のうえ、その購入の決定については慎重を期されたい。

基本財産の運用方法については、議決機関である理事会等において十分な情報提供等の手続きを行ったうえで議決を行うとともに、安全、確実な管理運用方法を採用されるよう充分留意されたい。

また、区においては平成22年1月7日より、「豊島区基金運用先候補選定及び決定基準」を策定し、公金にかかる安全性を優先した効率的な運用を図っている。区はこの基準を踏まえ、法人の自主的な運用を尊重しつつ、元本の安全性と運用の透明性を確保するため、区として出資団体の基本財産の運用のための基本的な方針を示すなど、基本財産の管理運用のあり方について検討されたい。

(財産の管理)

第7条 財団の財産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は郵便官署または確実な金融機関預け入れ、あるいは国債・公債、その他確実な有価証券にかえて理事長が保管しなければならない。

(2) 財政調整積立資産、自主事業積立金等の特定資産について

平成21年3月31日現在の貸借対照表によれば、財団の各種積立資産の合計額である特定資産合計額は、268,693,290円であり、前年度比較で93,597,340円増加している。この主な要因は、新たに「財政調整積立資産」を設け、これに90,000,000円の積立てを実施したことにある。(次頁表参照)

この「財政調整積立資産」90,000,000円の積立てについては、財団作成にかかる「平成20年度 事業報告及び収支決算の概要」において、平成20年度当初に掲げた課題の「財団財政の財源確保」に対し「19年度当期収支差額が6,000万円余となったことから、財政調整積立資産として積立て、21年以降の事業資金に充当する予定である。」と説明されている。

各種の積立資産については、総括意見においても述べたとおり、団体が行う各種事業を長期的視点から財務面で支え、その活動の充実に資するものと考えられるところではあるが、上記の説明では、平成21年度以降のいかなる財政需要に対応し、また、今後いかなる財政的見通しをもって積立てを行い、充当していくものか、十分に説明されているとは言い難く、積立資産の設置目的やその充当先事業、充当方法等についてはより明確な説明責任が果たされるべきである。

特定資産のうち、「自主事業積立資産」は139,850,000円である。この積立資産については、平成17年度から平成19年度において3,000万円から4,000万円の積立てが行われ、その総額は着実に増加してきている。この資産については、その名称からも明らかなおおり、財団が実施する自主事業の経費に充当されるべき資産と考えられる。しかしながら、当資産からこれまでに自主事業に充当された実績の点では、平成20年度において300,000円を取崩したのみである。

この積立資産についてもその設置目的、自主事業の展開を含めた今後の用途及び予定額、充当先事業等、さらに次に述べる区の補助金との関連を含め、明らかにされるべきである。

以上の観点を踏まえ、財団は中長期的な団体運営の計画に立脚した各種積立資産のあり方について十分な検討を行い、積立資産の適切な設置と有効な活用に努められたい。

【特定資産の推移】

(単位：円)

資産の名称	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末
固定資産積立資産	1,000,000	1,500,000	1,500,000	3,000,000	3,000,000
自主事業積立資産	38,000,000	69,000,000	100,150,000	140,150,000	139,850,000
財政調整積立資産	0	0	0	0	90,000,000
退職給付積立資産	2,000,000	4,500,000	7,000,000	31,945,950	35,843,290
長期未払金支出準備金	0	0	48,000,000	0	0
合 計	41,000,000	75,000,000	156,650,000	175,095,950	268,693,290

平成 20 年度 事業報告及び収支決算の概要 (財団法人としま未来文化財団)

1 (2) 課題の進捗状況

⑥財団財政の財源確保

新たな財源確保は困難であるが、平成 19 年度収支決算の結果、19 年度当期収支差額が 6000 万円余となったことから、財政調整積立資産として積立て、21 年以降の事業資金に充当する予定である。

(3) 文化・芸術の伸展に関する事業への区補助金について

財団が実施する「文化・芸術の伸展に関する事業」については、区から 87,348,000 円の補助金が概算払いとして財団に交付され、年度末に清算返納が行われた結果、確定額として 85,967,913 円の補助金が支出された。

補助金関連書類を審査したところ、補助金交付申請書には各対象事業の補助申請額一覧及び財団全体の予算書及び前年度決算書が添付されているのみであった。さらに、実施予定の各種事業の入場料収入については歳入予算として見込んでいない。財団は、区に対し補助金申請を行うにあたっては、対象事業ごとの支出及び収入を明確にしたうえで、その双方の差額（事業実施にともなう不足額）を前提として、適切な補助金の額を算定すべきである。

申請書類には各実施事業ごとの予算書、決算書も添付されておらず、財団全体のそれが添付されているのみであり、補助金を所管する課として補助対象事業の実態が把握できる状況にはなっていない。区は、補助金申請、決定のあり方を見直し、補助金交付事務の適正化を図りたい。

また、補助金の清算関係書類から、文化・芸術の伸展に関する事業への補助率を算出して見ると、補助対象事業の事業総額（執行額）は 100,937,256 円 (A) であり、補助金の確定額は上記のとおり 85,967,913 円 (B) であることから、その補助率(B/A)は 85.2%となる。この補助率は事業補助としては格

段に高いものとなっている。

自主事業積立金や財政調整基金との関連を含め、区は、財団に対する補助のあり方について明確な指針を示されたい。

医療法人財団 豊島健康診査センター監査結果報告

第1 団体の概要

1 団体の目的

医療法人財団 豊島健康診査センター（以下「健診センター」という。）は、平成11年8月5日に区と豊島区医師会が共同出資して設立した団体で、生活習慣病の予防、がんなどの重大な疾病の早期発見、さらには寝たきりの予防等に役立つため、高度医療機器による画像診断部門と精度の高い臨床検査部門を備え、地域の医療機関を支援する精密検査機関として、区民の健康保持・増進に貢献することを目的としている。

2 事業内容

健診センターは、上記の目的を達成するため、次の事業を行っている。

- ① 保険診療事業
- ② 自費診療事業
- ③ 臨床検査事業
- ④ 保健事業
- ⑤ 保健指導事業

3 組織

健診センターは、事務所を東京都豊島区上池袋二丁目5番1号健康プラザとしま7階に置き、役員20名（理事6名、監事2名、評議員12名）、職員40名（常勤36名、非常勤2名、再任用2名、平成21年4月1日現在）によって構成されている。

第2 区との関係

区は、健診センターの基本財産である1千万円のうち6百万円を出資しているほか、施設の使用料を免除し、医療機器及び検査器具等の備品（MRIを除く）を無償貸与している。

また、医療法人財団豊島健康診査センター補助金交付要綱に基づき、センター運営費、医療機器リース料、医療機器購入にかかる補助金を交付している。

補助金の状況

① 医療法人財団豊島健康診査センター補助金		59,223,690円	
【内訳】			
事業名	事業内容	補助額	備考
1. 運営事業補助	事業費及び施設管理費全般	10,000,000円	
2. 医療機器リース料補助	MR I 撮影装置リース料	22,521,240円	19年2月1日更新 @1,876,770×12月
3. 医療機器購入補助	F P D搭載X線撮影システム F P D搭載胃集検X線撮影システム 読影端末システム	26,702,450円	21,525,000円 24,675,000円 7,204,900円 (上記の50%補助)
合計		59,223,690円	

第3 平成20年度収支決算状況

1 基本財産の運用

① 基本財産の額	10,000,000円
② 運用の方法	定期預金

2 収支状況

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 基本財産運用収入	40,109	1 役員職員費	246,110,741
2 事業収入	519,555,490	2 医療事業費	437,460,607
3 補助金等収入	59,223,690	3 管理費	69,194,867
4 借入金	144,900,000	4 積立金等支出	0
5 雑収入	1,227,606	5 予備費	0
6 積立金等取崩収入	26,703,000		
当期収入合計	751,649,895	当期支出合計	752,766,215
前期繰越収支差額	0	当期収支差額	△1,116,320
収入合計	751,649,895	次期繰越収支差額	△1,116,320

3 資産状況

① 資産の合計	352,902,500円
② 負債の合計	260,313,291円
【内訳】 流動負債	40,308,126円
固定負債	220,005,165円
④ 純資産	92,589,209円
【内訳】 資本金	10,000,000円
繰越利益剰余金	82,589,209円

第4 平成20年度事業実績

1 保険診療事業

地域の医療機関からの依頼により、主として画像検査の実施 4,949件

2 自費診療事業

事業所の労働安全衛生法に基づく健診、健保家族特定健診、私立学校学生・生徒健診の実施 29,616人

3 臨床検査事業

豊島区医師会会員医療機関から、血液・生化学等の臨床検査の受注 103,050件

4 保健事業

豊島区が実施している国保特定健診・長寿健診の検体検査、データ処理を行うとともに、各種がん検診の受注。学校保健法による児童・生徒の健診、労働安全衛生法に基づく教職員・区職員健診の実施。

- ・高齢者の医療の確保に関する法律・健康増進法関係受診者数 55,708人
- ・公害健康被害補償法関係受診者数 374人
- ・学校保健法関係受診者数 21,293人
- ・教職員健診受診者数 1,652人
- ・区職員健診受診者数 4,012人

第5 監査結果

1 指摘事項

(1) 健診センター

(2) 保健福祉部地域保健課

いずれも、特に指摘すべき事項はない。

なお、事務処理方法等について口頭では是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

2 意見

(1) 健診センターの今後のあり方について

健診センターは、平成 11 年 8 月に医療法人財団として設立され、その基本財産 1,000 万円については、豊島区が 600 万円、豊島区医師会が 400 万円をそれぞれ拠出している。

健診センターは、「医療法人財団豊島健康診査センター補助金交付要綱」により職員人件費・運営費及び 1,000 万円以上の高額機器購入費の一部について区からの補助金を交付されている。

平成 20 年度における区からの補助金交付は次の 3 件であり、その合計額は 59,223,690 円にのぼっている。

- ・職員の人件費及び管理運営経費の補助 (10,000,000 円)
- ・MR I 撮影装置リース料補助 (22,521,240 円)
- ・FPD 搭載 X 線撮影システム等購入補助 (26,702,450 円)

また、新たな総合情報システムの導入について、区から新たな資金貸付(金銭消費貸借契約)を受けている。貸付額は 144,900,000 円であり、貸付期間 7 年間(1 年間据置き)、償還額は平成 21 年度から 26 年度の毎年度 24,150,000 円の分割償還となっている。

その結果、平成 20 年度における区からの財政支援総額(補助金、資金貸付総額)は、204,123,690 円にのぼる。

区からの補助金交付額について、平成 18 年度から平成 20 年度の 3 年間で、下表のとおりその額は毎年倍増している状況にあり、さらに資金の貸付も受けたことから、健診センターの区への依存度は年々高まってきていることがわかる。

【区からの補助金交付額の推移】

18 年度	19 年度	20 年度
12,053,000 円	22,521,240 円	59,223,690 円

このような状況が続くとするならば、健診センターの財団としての自立性は失われ、財務状況の悪化も懸念されるところである。

区及び健診センターは今後の健診事業の基本的あり方や相互の責任分担の明確化、財務体質の強化などの視点から、中長期的視点で経営の健全化に向けた計画を策定し、組織と事務事業の改革に着手されたい。

医療法人財団豊島健康診査センター補助金交付要綱

(交付対象)

第2条 センター事業に要する経費のうち、つぎの事項について補助するものとする。

- (1) 職員の人件費及び管理運営経費の一部
- (2) 購入金額が1000万円以上の高額機器購入費の一部

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内とする。また、購入金額が1,000万円以上の高額機器を購入する場合は購入額の50%を補助額とする。なお、購入金額が1億円を超える超高額機器については、別途協議するものとする。

社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団監査結果報告

第1 団体の概要

1 団体の目的

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、平成6年3月31日に区が設立した団体で、社会福祉施設の合理的かつ効率的な運営を行うとともに、施設機能を生かした在宅福祉施策の一層の推進を図り、区民福祉の向上と増進に寄与することを目的としている。

2 事業内容

事業団は、上記の目的を達成するため、次の事業を行っている。

① 第一種社会福祉事業

- ア 特別養護老人ホーム アトリエ村の設置経営
- イ 特別養護老人ホーム 風かおる里の設置経営
- ウ 特別養護老人ホーム 菊かおる園の設置経営
- エ ケアハウス 菊かおる園の設置経営

② 第二種社会福祉事業

- ア 高齢者在宅サービスセンター アトリエ村の設置経営
- イ 高齢者在宅サービスセンター 風かおる里の設置経営
- ウ 高齢者在宅サービスセンター 菊かおる園の設置経営
- エ 高齢者在宅サービスセンター 上池袋豊寿園の設置経営
- オ 高齢者在宅サービスセンター 巣鴨豊寿園の設置経営
- カ 高齢者在宅サービスセンター 長崎第二豊寿園の設置経営
- キ 訪問介護ステーション
- ク 豊島区立駒込第三保育園の受託経営
- ケ 豊島区立南大塚保育園の受託経営

③ 居宅介護支援事業

- ア 豊島区アトリエ村居宅介護支援事業所
- イ 豊島区風かおる里居宅介護支援事業所
- ウ 豊島区菊かおる園居宅介護支援事業所
- エ 豊島区上池袋豊寿園居宅介護支援事業所
- オ 豊島区巣鴨豊寿園居宅介護支援事業所
- カ 豊島区長崎第二豊寿園居宅介護支援事業所

④ 訪問介護員養成研修事業

⑤ 地域包括支援センター

- ア 豊島区アトリエ村地域包括支援センターの設置及び受託経営
- イ 豊島区菊かおる園地域包括支援センターの設置及び受託経営
- ウ 東部地域包括支援センターの設置及び受託経営

3 組 織

事業団は、事務所を東京都豊島区南大塚二丁目36番2号に置き、役員12名、評議員24名、職員349名（職員208名、準職員141名）（平成21年4月1日現在）によって構成されている。

第2 区との関係

区は、事業団の基本財産1千万円のうち、5百万円を出資しているほか、豊島区ケアハウス運営費補助金交付要綱により、ケアハウス菊かおる園への運営費補助金等を交付している。

また、区立保育園2園の管理運営委託、その他事業の委託を行っている。

補助金等状況

【補助金】	
① ケアハウス運営費補助金	10,481,200円
② 第三者評価受審費補助金	776,000円

【委託料】	
① おとしよりホッと相談運営委託料	2,252,840円
② 脳イキイキ教室委託料	1,162,000円
③ 筋力アップ教室委託料	1,118,250円
④ 緊急ショートステイ委託料	3,375,180円
⑤ 保育園委託料	157,290,492円
⑥ 地域包括支援センター委託料	78,656,600円

第3 平成20年度収支決算状況

1 基本財産の運用

① 基本財産の額	10,000,000円
② 運用の方法	定期預金

2 収支状況

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
介護保険収入	1,624,246,269	人件費支出	1,372,093,971
私的契約利用料収入	39,465,960	事務費支出	307,346,402
経常経費補助金収入	260,108,123	事業費支出	273,301,780
寄付金収入	2,583,964	利用者負担軽減額	88,170
雑収入	6,056,136	減価償却費	9,013,711
引当金戻入	5,398,439	引当金繰入	113,138
国庫補助金等特別積立金	2,507,063	会計単位間繰入金支出	3,755,809

取崩額			
受取利息配当金収入	6,232,841	経理区分間繰入金支出	96,472,000
会計単位間繰入金収入	3,755,809	国庫補助金等特別積立金 積立額	0
経理区分間繰入金収入	96,472,000		
施設整備費等補助金収入	0		
当期収入合計	2,046,826,604	当期支出合計	2,062,184,981

当期活動収支差額	△15,358,377
----------	-------------

3 資産状況

① 資産の合計	1,305,709,229円
② 負債の合計	293,959,813円
③ 純資産	1,011,749,416円

第4 平成20年度事業実績

1 補助事業・委託事業の実績

(1) ケアハウス

- ①定員30名（入居者28名～29名）
- ②年度内入居者2名、退去者2名
- ③日常生活支援、社会活動への支援を実施

(2) 第三者評価の受審

- ①特別養護老人ホーム アトリエ村
- ②訪問介護ステーション
- ③長崎第二豊寿園

(3) 介護予防事業

- ①脳イキイキ教室（32回、延べ利用者数659名）
- ②筋力アップ教室（36回、延べ利用者数538名）

(5) 緊急ショートステイ

- ①アトリエ村（利用者数30人、延べ利用日数224日）
- ②菊かおる園（利用者数27人、延べ利用日数171日）

(6) 駒込第三保育園管理運営

- ①定員109名（在籍園児103名～105名）
- ②延長保育実施（登園 延べ12,261名 降園 延べ37,056名）
- ③産休明け保育実施（延べ1名）

(7) 地域包括支援センター

- ①相談件数（アトリエ村10,561件 菊かおる園6,794件
東部9,808件）

②介護予防ケアプラン作成件数

(アトリエ村1,986件 菊かおる園1,797件
東部2,110件)

2 施設等管理運営状況

(1) 特別養護老人ホーム

施設名	定員	入所者数	入所率%
アトリエ村	80名	79名	98.8
風かおる里	50名	49名	98.0
菊かおる園	90名	90名	100.0
計	220名	218名	99.1

(2) デイサービス

施設名	定員	延べ利用者数	稼働率%
アトリエ村	45名	10,323名	75.0
菊かおる園	40名	9,444名	77.2
上池袋豊寿園	40名	10,477名	85.6
巣鴨豊寿園	30名	7,537名	82.1
長崎第二豊寿園	35名	9,362名	87.4
計		47,143名	81.1

(3) 認知症対応型デイサービス

施設名	定員	延べ利用者数	稼働率%
風かおる里	24名	5,237名	71.3
菊かおる園	12名	2,235名	60.9
上池袋豊寿園	12名	2,470名	67.3
長崎第二豊寿園	12名	3,266名	88.9
計		13,208名	71.9

(4) 居宅介護支援事業所 (ケアプラン作成件数・認定調査件数)

施設名	ケアプラン	認定調査
アトリエ村	747件	29件
風かおる里	424件	24件
菊かおる園	943件	58件
上池袋豊寿園	291件	
長崎第二豊寿園	324件	
計	2,729件	111件

- (5) 訪問介護ステーション
 - ① 登録ヘルパー 20名
 - ② 利用人員 延べ767名

3 2級ヘルパー養成研修

- ① 受講者 29名
- ② 修了者 29名

第5 監査結果

1 指摘事項

- (1) 事業団
- (2) 保健福祉部管理調整課
- (3) 保健福祉部高齢者福祉課

子ども家庭部保育園課

いずれも、特に指摘すべき事項はない。

なお、事務処理方法等について口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

2 意見

平成6年3月の事業団設立以降、区の福祉施設の管理運営を行ってきている。平成12年度からは特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター等の事業については介護保険制度に移行し、さらに平成17年4月にはこれら施設について自主経営に切り替えるなど、区民福祉の向上に貢献している。また、平成18年4月には区立駒込第三保育園、平成21年4月には区立南大塚保育園の受託運営を開始するなど着実に事業の拡充を図り、児童福祉への貢献においても実績を残してきている。

福祉分野において着実な事業実績をあげている他、財務状況についても良好である。

今後とも福祉施設入所者や保育園の入園児の福祉充実のため、着実な取り組みを継続するよう要望する。なお、運営施設の性格上、入所者・通所者の介護（介助）や施設の安全管理には特段の配慮を行われたい。

また、事業団の管理施設においては、施設の一部に劣化なども見られることから、区は施設の維持補修には万全を期されたい。

株式会社 豊島にぎわい創出機構監査結果報告

第1 団体の概要

1 団体の目的

区では、白山通りの拡幅整備や大塚駅南北自由通路整備事業の着手などにより、まちづくりの機運が高まる巣鴨・大塚地区を中心市街地と位置づけ、商業の活性化及び市街地整備に総合的に取り組むこととし、平成17年3月「豊島区中心市街地活性化基本計画」を策定するとともに、同年4月に、巣鴨・大塚地区のまちづくりを積極的に進めることとし、区の第三セクターとして「株式会社豊島にぎわい創出機構」（以下、「機構」という。）を設立した。

2 事業内容

- (1) 商業施設の企画、建設、運営、管理に関する業務
 - (2) 商店街、商店の販売促進のための共同事業等に関する企画、調査、設計、運営に関する業務
 - (3) 各種イベント、セミナー講習会、研修会等の企画、運営に関する業務
 - (4) 企業経営に関する助言・指導及び研究に関する業務
- その他、定款第2条において19項目の事業が定められている。

3 組織

機構は、事務所を東京都豊島区東池袋一丁目20番15号に置き、8名の取締役及び1名の監査役で構成されている。

第2 区との関係

区は機構の出資者として、発行株式200株のうち100株（額面5万円）の株式を保有している。

また、機構が実施する事業に対し補助金の交付を行っている。

第3 平成20年度収支決算状況

1 基本財産の運用

① 基本財産の額	10,000,000円
② 運用の方法	株主資本

2 収支状況

① 収入額	5,324,468円
② 支出額	5,257,354円

3 資産状況

① 資産の合計	64,624,347円
② 負債の合計	51,487,103円
③ 純資産	13,137,244円

4 区からの補助金

区は、機構が実施した事業に対し、2,707,381円の補助金を支出している。

第4 平成20年度事業実績

1 SUICA・PASMO事業

商店街ポイントカードとして3月12日にサービス開始。

2 都市型商店街づくり事業

おさんぽマップ第3号制作、都電沿線緑化事業、さくらそうフェア協賛、マーチングコンテスト事業

3 収益事業

しあわせふくろうブローチの販売、児童販売機設置事業

4 その他

「としまものづくりメッセ」への出店、すがもビジネスフェア「四の市」への出店

第5 監査結果

1 指摘事項

(1) 機構

(2) 文化商工部生活産業課

いずれも、特に指摘すべき事項はない。

なお、事務処理方法等について口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

2 意見

巣鴨、大塚地区を中心市街地と位置づけ、商業の活性化及び市街地整備に総合的に取り組むため、平成17年3月に「豊島区中心市街地活性化基本計画」を策定のうえ同年4月に豊島区の第三セクターとして「株式会社豊島にぎわい創出機構」が設立され、資本金1,000万円のうち、豊島区の出資は500万円、地元商店街他が500万円の出資を行っている。

その後、平成18年6月に上記計画の根拠法令である「中心市街地活性化法」が改正され、上記基本計画による実施予定事業が国庫補助の対象外となった

ことから、機構のあり方や事業の見直しが求められることとなり、この間、見直しを進めてきた。その結果、機構は、地元の「巢鴨駅前商店街振興組合」が100%出資する新会社へ移行することを取締役会で決定し、事業は新会社へ引継がれることとなった。

国の補助制度の改変から、当初認定を受けた事業計画が立ちゆかなくなったことは遺憾ではあるが、新会社への事業譲渡が決定された以上、区は新会社への移行が可能な限りスムーズに行われるよう関係機関との連携や調整について遺漏なきよう取り組まれない。また、これまで育成してきた若手の企業家による「にぎわい創出機構事業推進委員会」などについては、区からの支援を継続することにより、地元商店街振興策の充実にも努められたい。

東長崎駅・椎名町駅整備株式会社監査結果報告

第1 団体の概要

1 団体の目的

西武池袋線東長崎駅の総合改善事業を実施するため、豊島区と西武鉄道株式会社がそれぞれ50%の出資を行い、平成16年3月30日に設立された第3セクターである。

椎名町駅の事業も実施するため、平成20年6月に株式会社の名称を現在の名称に変更し、両駅の改善事業を推進している。

2 事業内容

国及び豊島区からの補助金を受け、「駅・まち一体改善事業」を実施し、整備後の施設は西武鉄道へ賃貸する。

整備対象駅は、東長崎駅及び椎名町駅の2駅である。

3 組織

4名の取締役及び2名の監査役で構成されている。

社員数は1名である。

第2 区との関係

区は、発行済み株式200株のうち、100株（50%）を保有している。駅整備に係る補助対象事業費の1/5を補助金として交付している。

第3 平成20年度収支決算状況

1 基本財産の運用

① 基本財産の額	10,000,000円 (普通株式5万円×200株)
② 運用の方法	株主資本

2 損益計算書総括

(単位：円)

科目	金額
売上総利益	20,206,462
営業利益	18,609,095
経常利益	18,364,018
当期純利益	14,925,874

3 資産状況

① 資産の合計	798,935,273円
② 負債の合計	782,584,269円
③ 純資産	16,351,004円

4 区からの補助金

区は、椎名町駅地区の鉄道駅総合改善事業補助金（設計費）として、1,932,660円を株式会社に交付している。

第4 平成20年度事業実績

東長崎駅の改良工事は終了し、完成後は西武鉄道株式会社への賃貸により駅施設の供用を開始したほか、引続き椎名町駅総合改善事業に着手した。

第5 監査結果

1 指摘事項

- (1) 株式会社
- (2) 都市整備部都市開発課

いずれも、特に指摘すべき事項はない。

なお、事務処理方法等について口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

2 意見

平成16年3月、豊島区と西武鉄道株式会社を発起人として設立し、資本金は1,000万円（豊島区、西武とも500万円の出資）である。

国補助1/5、区補助1/5、会社負担3/5の比率で駅改良整備事業（駅・まち一体改善事業）を実施してきており、その結果、東長崎駅の整備は終了し、椎名町駅整備事業に着手（23年度整備完了の計画）している。

整備が完了した東長崎駅については、駅舎及び駅施設も一新され、バリアフリーにも配慮されたエレベーター、エスカレーター、トイレも設置され、さらには駅前広場の整備による周辺環境の向上により駅利用者の利便性は飛躍的に向上した。鉄道事業者、駅施設利用者及び都市施設すべてに大きなメリットを生んだ事業として評価することができる。

今後、同様に駅施設改善整備を行う椎名町駅については、事業計画に基づく着実な推進と計画どおりの整備完了に向けた事業推進により、駅施設や周辺環境が整備されるよう万全を期されたい。

N A S ・ クリタス共同事業体監査結果報告

第 1 団体の概要

1 指定管理者

日本体育施設運営株式会社（N A S : Nippon Athletic Service）と株式会社クリタスの 2 社が共同事業体として指定管理者となり、豊島区立巣鴨体育館の管理運営を行っている。

第 2 区との関係

1 指定管理対象施設

(1) 豊島区立巣鴨体育館

(指定管理期間：平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)

2 指定管理委託料

① 巣鴨体育館委託料	5, 6 6 3, 5 0 6 円 (修繕費、法定点検費 含む)
------------	-------------------------------------

3 指定管理業務

区は、平成 17 年 4 月から地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び「豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」に基づき協定を締結し、豊島区立巣鴨体育館の公の施設の管理業務に必要な経費として、指定管理委託料を支出している。

業務の内容

- (1) 施設管理業務
- (2) 指導業務
- (3) 販売促進業務
- (4) 利用者等の管理
- (5) 附帯施設運営管理業務
- (6) その他

第3 平成20年度収支決算状況

1 収支状況

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理等委託料	9,707,896	人件費	43,121,513
利用料収入	29,670,920	施設費	25,810,380
自主事業収入	27,229,133	事務費	1,239,698
その他	500,642	その他	2,081,867
計	67,108,591	計	72,253,458
		収支差額	△5,144,867

第4 平成20年度事業実績

- 1 開館日数 348日
- 2 開館時間帯 9：00～21：30
- 3 施設利用状況
 - ① 個人利用者数（プール・トレーニングルーム・競技場）
42,402名
 - ② 団体利用人数
 - ・ 競技場 9,079名
 - ・ プール 10,662名

第5 監査結果

1 指摘事項

共同事業体、文化商工部学習・スポーツ課とも、特に指摘すべき事項はない。

なお、事務処理方法等について口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

2 意 見

(1) 予算・決算書類の作成について

予算書、決算書の作成方法が相互に関連づけられておらず、事業実施内容及び実施の成果等について適正な評価ができない状況である。今後、区は指定管理者に対し、作成方法等について適切な指導を行うとともに指定管理業務の的確な把握に努められたい。

具 体 例

①管理代行収入（単位：円）

・予算

競技場 7,010,873 温水プール 16,981,605 トレーニングルーム 2,219,894

・決算

個人公開・施設使用料 20,377,000 団体利用・施設利用料 9,293,920

②人件費（単位：円）

・予算

人件費（社員、契約社員に係る費用） 17,204,654

人件費（サポーティングスタッフに係る費用） 18,253,300

人件費（クリタス） 700,000

・決算

給与・時給関係 43,121,513

③自主事業収入（単位：円）

・予算

プール教室 16,051,265 体育室 8,400,662

・決算

各種スクール参加費 25,438,857 各種イベント参加費 423,000

（２）自主事業の展開と施設の利用枠等について

指定管理者は、平成 17 年度の指定管理開始時点において自主事業としての各種スポーツ教室等による収入 27,332,800 円を見込み、その後、毎年 10% の収入アップを見込んだ収支計画を区に提出していた。平成 20 年度での額は 35,532,640 円であった。しかしながら、平成 20 年度決算における自主事業収入は 27,229,133 円にとどまる結果となり、指定管理者が想定していたほど自主事業実施の展開による成果は得られなかったことになる。

このような事態に至った要因は、当該施設のようなスポーツ関連施設では、指定管理以前からの利用団体があり、区も団体利用枠として一定のルール化を図っているが、指定管理者側に自主事業展開の枠を拡大したいとの意向があっても容易には団体利用枠との調整が整わず、その結果、自主事業展開のための利用枠も拡大することが困難となったことにあると思われる。したがって、指定管理応募時には、毎年度自主事業による収入を 10% アップしていくとの事業計画は現実には実現に至らず、平成 20 年度には指定管理者側に赤字が発生し、区は人件費相当分の委託料を追加支出するという事態を招いてしまったものと考えられる。

改めて言うまでもなく、施設の利用目的に適う自主事業の展開は指定管

理者にとって大きなインセンティブとなりさらに利用者のサービス向上にもつながる重要なポイントである。当該施設については指定管理期間の満了を契機に、区の所管課は施設の団体貸しの枠と自主事業展開枠を指定管理者に明示し、基本協定書にも明記するなどにより、指定管理者が指定管理期間にわたる自主事業の実施計画や収支の試算を検討しやすくなるよう、明確な基準の作成を検討されたい。

社会福祉法人 東京都知的障害者育成会監査結果報告

第1 団体の概要

1 指定管理者

当該福祉法人は、知的障害児者の制度や施策の向上を図るため都内各地域の発足した親の会の連合体として昭和36年に創立され、昭和37年には社団法人、昭和47年には社会福祉法人の認可を受け、各種の事業所、施設の設置や受託運営を行っている。

平成20年度から、豊島区立障害者福祉施設として初の民間法人による指定管理者として、豊島区立駒込生活実習所及び同福祉作業所の管理運営にあっている。

第2 区との関係

1 指定管理対象施設

- (1) 豊島区立駒込生活実習所
- (2) 豊島区立駒込福祉作業所

(指定管理期間：平成20年4月1日～平成25年3月31日)

2 指定管理委託料

① 駒込生活実習所委託料	190,074,774円 (修繕費 含む)
② 駒込福祉作業所委託料	76,194,004円 (修繕費 含む)

3 指定管理業務

区は、平成20年4月から地方自治法第244条の2第3項及び豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき協定を締結し、公の施設の管理業務に必要な経費として、指定管理委託料を支出している。

業務の内容

- (1) 知的障害者援護施設支援に関する事業
- (2) 施設利用者の支援に関する事項
- (3) 施設の維持管理に関する業務
- (4) 事業所としての契約・経理事務の補助に関する事務
- (5) 駒込福祉作業所会議室の貸出し及び使用料の収納に関すること
- (6) その他

第3 平成20年度収支決算状況

1 収支状況

(駒込生活実習所)

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
受託事業収入	190,074,774	人件費支出	117,943,771
雑収入	186,956	事務費支出	51,964,431
		事業費支出	14,811,142
		引当金繰入	1,462,386
計	190,261,730	計	186,181,730
		収支差額	4,080,000

*4,080,000円の収支差額は、事業外収支の部で経理区分間繰入支出を行う。

(駒込福祉作業所)

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
就労支援事業収入	5,743,402	就労支援事業支出	5,634,575
受託事業等収入	76,194,004	人件費支出	47,678,244
経常経費補助金収入	13,851,000	事務費支出	20,967,580
		事業費支出	19,120,940
		引当金繰入	618,240
計	95,788,406	計	94,019,579
		収支差額	1,768,827

*1,768,827円の収支差額のうち、1,660,000円は事業外収支の部で経理区分間繰入支出を行い、108,827円についてはその他積立金積立を行う。

第4 平成20年度事業実績

1 駒込生活実習所

利用者は、男女合計で38名。

生活支援活動、ワーク活動、体力づくり活動、クラブ活動を中心に事業実施。

2 駒込福祉作業所

利用者は、男女合計で51名。

作業活動支援、生活支援、社会参加の支援を中心に事業実施。

第5 監査結果

1 指摘事項

(1) 法人

(2) 保健福祉部障害者福祉課

いずれも、特に指摘すべき事項はない。

なお、事務処理方法等について口頭では是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

2 意見

(1) 本部経費の決算処理について

指定管理委託料について、区と指定管理との管理に関する基本協定書第12条の規定により、指定管理委託料に剰余が生じた場合は精算残金を区に返納することとされている。

指定管理者の決算報告によれば、平成20年度における指定管理2施設合計の人件費予算額は191,552,960円であり、同じく決算額は165,622,015円であった。

一般管理費としての法人事務費については5,740,000円を予算計上し、同額を決算している。一般管理費は、指定管理者制度運用指針により人件費に一定の料率を乗じて算出することとされ、人件費の予算額である191,552,960円に一定料率を乗じ算定されている。

この一般管理費の清算については、人件費の予算額を前提とするのか、あるいは決算額で改めて算出し清算するのかについて、上記指針においては明らかにされていないが、指定管理の実施には不可欠な経費であることから、すべての指定管理者に対し適正に支払われる必要がある。

区は、一般管理費にかかる決算上の処理方法について明確な基準を示されたい。

(2) 「パン工房」「さをり織り」の取組みについて

駒込福祉作業所においては、パン・クッキーの製造販売のための「パン工房」の設置や区の支援のもと「駒込屋さをり織り」作品展の実施など新たな取組みや販売の強化に力を入れている。

このような動きは、通所者の社会参加の拡大や工賃のアップにもつながり、有意義な取組みとして大いに評価できるところである。今後も通所者が取組む事業として伸長を図るとともに、これら商品の販売の場を拡充すべく近隣の空き店舗の活用などに積極的に取組まれたい。

(3) 施設の老朽化への対応

同施設は平成2年度に建設以降、約20年が経過しており、その後、大規模な改修等も実施されていないことから施設の老朽化が進行し、施設内での水漏れなども発生している。本施設は、その性格上、利用者の安全確保などの点で一般の施設以上に特段の配慮が求められるところである。

指定管理者は、日常の施設の安全点検を徹底して実施するとともに、施設の改修等を要すると判断する場合には速やかに区との協議を行い、対応策を検討するなど施設管理や老朽化への対応には特段の注意を払われたい。

(4) 隣接児童遊園の一体的活用

駒込福祉作業所、駒込生活実習所には駒込四丁目児童遊園が隣接している。平成20年度定期監査結果においても意見を述べたところであるが、同児童遊園との一体化ができれば、施設の園庭としてスポーツ・レクリエーションや施設の行事、あるいは上記に述べた商品の販売の場などとして有効活用を図ることも可能となり実施できる事業の幅も格段に広げることができる。同児童遊園所管部局と協議のうえ、積極的に検討を進められたい。

西武グループ環境パートナーズ監査結果報告

第1 団体の概要

1 指定管理者

造園や緑化の分野で高い技術と経験を有する西武造園株式会社と公園や緑地の維持管理や催事の企画、運営にノウハウを有する西武緑化管理株式会社が共同の事業体を組み、豊島区立目白庭園のほか、2か所の区民の森の指定管理者として、施設の維持管理及び運営にあたっている。

第2 区との関係

1 指定管理対象施設

- (1) 豊島区立目白庭園
- (2) 豊島区立目白の森
- (3) 豊島区立池袋の森

(指定管理期間：平成17年4月1日～平成22年3月31日)

2 指定管理委託料

① 目白庭園、目白の森・池袋の森委託料	19,056,000円 (修繕費 含む)
---------------------	-------------------------

3 指定管理業務

区は、平成17年4月から地方自治法第244条の2第3項及び豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき協定を締結し、公の施設の管理業務に必要な経費として、指定管理委託料を支出している。

業務の内容

(1) 目白庭園

- ① 植物管理 (年間業務実施計画書による)
- ② 施設管理 (年間業務実施計画書による)
- ③ 物品管理

(2) 目白の森、池袋の森

- ① 植物管理 (年間業務実施計画書による)
- ② 施設管理 (年間業務実施計画書による)
- ③ 物品管理

第3 平成20年度収支決算状況

1 収支状況

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
管理運営事業収入	19,056,000	運営費	15,472,073
施設利用料収入	5,234,520	施設管理費	2,296,000
その他収入	357,550	企画事業費	3,321,059
		調整費	3,652,353
計	24,648,070	計	24,741,485
		収支差額	△93,415

第4 平成20年度事業実績

1 目白庭園

(1) 開園日数 335日

(2) 開館時間帯 9:00～17:00

(7月1日から8月31日までは、19:00まで)

(3) 赤鳥庵利用状況

① 利用件数 延べ 1,182件

② 利用人員 延べ 9,382名

③ 利用率 年間 59%

2 目白の森・池袋の森

(1) 開館日数 335日

(2) 開館時間帯 8:00～17:00

(10月1日から3月31日までは、9:00～16:00まで)

第5 監査結果

1 指摘事項

(1) 団体

(2) 土木部公園緑地課

いずれも、特に指摘すべき事項はない。

なお、事務処理方法等について口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

2 意見

(1) 予算書、決算書の作成について

平成 20 年度予算書において、収入計が 24,362,700 円、支出計が 23,910,000 円と収支バランスがとれていない記載内容となっている。これは、予算の根幹にかかわる問題である。区は、指定管理委託料算出の基本ともなるべき予算書については、適正な内容の確認及び指導を行われたい。

また、平成 20 年度決算報告書については、各収入科目、支出科目の内訳が全く記載されていないなどその作成方法が粗く、事業実施内容及び実施の成果等について適正な評価がし難い状況である。区は、各経費の執行内容が読み取れるよう適正な決算書の作成、報告について指定管理者に対する指導を行われたい。

(2) 施設使用料の再検討

現在、「赤鳥庵」の施設使用料は、一般の区民集会室の算定基準に準じて算定されていることから、低廉な金額で利用できることになっている。当施設を利用する団体や区民の立場からは好評であると思われるが、施設構成や庭園環境、維持管理経費の現状、他の庭園施設の使用料との比較などから見れば低廉すぎるものと考えざるを得ない。区は、他の類似施設等の現状も調査のうえ、適正な利用料金の設定について再検討を行われたい。また、現在入園料についても無料であるが、上記と同様の視点から有料化を実施することの是非についてもあわせて検討を進められたい。

【施設使用料】

施設名	午 前	午 後	夜 間	全 日
第一和室 (十畳)	3,800 円	5,200 円	3,800 円	11,600 円
第二和室 (八畳)	3,100 円	4,300 円	3,100 円	9,600 円

【付属設備使用料】

施設名	午 前	午 後	夜 間	全 日
茶道具	1,200 円	1,200 円	1,200 円	3,600 円

社会福祉法人 桜ヶ丘監査結果報告

第1 団体の概要

1 公の施設運営委託受託者

- (1) 名称 社会福祉法人 桜ヶ丘 (以下、「法人」という。)
- (2) 所在地 東京都世田谷区桜丘 四丁目 19 番 33 号
- (3) 代表者 吉田京子

第2 区との関係

1 運営受託対象施設

- (1) 豊島区立雑司が谷保育園
(委託期間：平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)

2 委託料

施設運営委託料	141,036,739円
---------	--------------

3 運営業務

区と法人との間で、「雑司が谷保育園運営業務委託契約」を締結し、法人は本契約に基づき、園の運営にあたっている。

なお、平成 19 年度においても、同様の契約により運営業務を実施している。

委託業務の内容

- (1) 入園児童の生活指導及びその処遇に関する事
- (2) 入園児童の保健衛生に関する事
- (3) 園の清潔、整頓その他衛生及び環境整備に関する事
- (4) 園の物品等の管理保全（軽微な修繕を含む。）に関する事
- (5) 前各号に掲げるものに付随する業務に関する事
- (6) 延長保育事業の保育料のうち、日額延長保育料の収納に関する事
- (7) その他別に仕様書に掲げた事項

第3 平成20年度事業実績

(1) 年齢別園児数

(平成21年9月末現在)

年齢	男	女	計	年齢	男	女	計
0歳	7	3	10	4歳	9	9	18
1歳	11	7	18	5歳	6	10	16
2歳	7	11	18				
3歳	8	9	17	合計	48	49	97

*定員は99名である。

(2) 職員体制

職層	職種	人数	職層	職種	人数
園長	保育士	1	非常勤	用務	3
主任	保育士	1	非常勤	保育士	4
	保育士	16	非常勤	事務	1
	看護師	1			
	調理	4	計		31

第5 監査結果

1 指摘事項

法人、子ども家庭部保育園課とも、特に指摘すべき事項はない。

なお、事務処理方法等について口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

2 意見

現在、当保育園の施設運営は、区と法人との業務委託契約により行われている。この業務委託契約は単年度契約であり、長期継続契約はできないこととされていることから、法人側から見れば長期的見通しのもとに園の運営を充実するといった取組みは行いにくく、この点では法人側の事業継続へのインセンティブが働きにくい状況と言わざるを得ない。

保育園運営にかかる委託事業者の選定方法や委託業務の内容の性格などについては、実質上、指定管理者制度による場合と基本的差異は見受けられないとも考えられることから、今後、指定管理者による管理運営を視野に、中長期的に安定した園の運営ができるよう検討を進められたい。